

法人会だより

かつしかの窓

2021
Vol.384
盛夏



ほら
すぐそこに
松戸が見える

こんなに
近いのに
葛飾区じゃ
ないなんて

Contents

第九回定時総会開催	2~3
葛飾企業人	4~5
新任役員のご紹介	6
退任役員に対する感謝状贈呈	7
私のもったいない	8
法人会活動レポート	9

葛飾税務署からのお知らせ	10~11
葛飾都税事務所からのお知らせ	12
葛飾区役所・税務課からのお知らせ	13
説明会のご案内/編集後記	14
地球温暖化対策報告書について	15~16

第九回定時総会を開催

日時：六月八日
場所：葛飾法人会館三階 大会議室



会長 挨拶

昨年に引き続きコロナ禍の中、来賓を迎えることなく行われた第九回定時総会、金井田総務副委員長司会による力強い一声で始まった。

中村副会長開会の辞の後、増田会長のあいさつが。令和二年度のほとんどの事業が中止とされた中であっても、事業研修委員会、女性部会、青年部会の事業が堅実に行われたことを紹介し、感謝の意を表し、これから予算執行にあたり様々深掘していく必要があると訴えた。

次いで増田会長を議長として議事に入った。

小倉総務委員長より令和二年度の事業報告、三年度の事業計画が。白倉財務委員長より正味財産増減計画書の予算書について



会場風景

報告があった。次に決議事項の議案提出と採択に入った。一号議案は「令和二年度貸借対照表、正味財産増減計画書及び財産目録並びに監査報告承認の件」、二号議案は「役員改選に伴う理事監事承認の件」であ



会 場 風 景

る。両議案共に賛成多数にて承認された。これにより、議事は終了し、予算が承認され新体制が出発した。
続いて上部団体の全法連より、矢島和夫、細谷政男両氏に功労者表彰が。また東法連



会 場 風 景

より、秋元成夫、大久保賢一両氏に永年勤続役員表彰がなされた。
また、今期退任の方々の法人会への多大な貢献を称え、宮下仁志、堀切恵子、小倉攻一、瀬々昌宏、渡邊信之、津村忠昭、井



会 場 風 景

本剛彦の諸氏に感謝状が授与された。
なお、情報交換会は開催中止となった。

NANKATSU

有限会社 南葛商事不動産

<http://www.nankatsu.co.jp> TEL : 03-3



第19回

葛飾
企業人

KATSUSHIKA
BUSINESS PERSON

街の人が人を呼ぶ
人をつなげる

有限会社南葛商事不動産

代表取締役
荒岡 正則

今までもこれからも不動産を売りたい買いたい、この街に住みたいという人を
幅広いネットワークでつなげる。

Q 南葛商事不動産の業務についてお聞かせください。

A 当社は青戸を中心に不動産売買の仲介および不動産の買取、そして賃貸の仲介を行っております。

不動産業なので当たり前ですが扱っているのは建物や土地です。でもそれだけではありません。地域の地主さんや大家さんとのネットワークを生かして、この街に住みたい、不動産を売りたい、買いたいというお客様を地主さんや大家さんに繋げる町の紹介者と自負しています。

Q 地域の地主さんや大家さんとのネットワークをどのように作られているのですか？

A 葛飾には以前住んでいたこともあって昔からの知り合いも多く、その知り合いの方々より紹介をしていただき今のネットワークを作りました。

それに加えて不動産関係の団体（公社東京都宅建物取引業協会、公社全国宅建物取引業保証協会）の会員でもあり、同業者との横のつながりも

作っています。不動産関係の法律はいろいろ変わりますので、そうやって常に最新の情報が入ってくるように気を付けています。

また私は葛飾区なぎなた連盟の会長も務めています。お子さんから大人まで様々な年代の方と交流することで仕事と離れた場所でも新しいつながりを作っています。

Q 不動産業一筋で来られて一番印象に残ったエピソードを教えてください。

A 当社は昭和59年（1984年）から青戸で不動産業を営んでいます。私は父が49歳で亡くなり後を継ぎました。創業からしたら60年近くたちますが、コロナ以降の現在の状況が一番印象に残っています。お客様は様々なご事情を持って当社にやってきましたが、その事情をうかがうとこれからの変化を感じずにはいられません。

でもこれからも今ままで変わらなくコミュニケーションを取りながら、地主さんや家主さんとの街に住みたい方をつなげていきたいと思っています。

Q 最後に法人会会員に一言お願いします。

A 私が会員の皆様に本当に伝えたいことは「葛飾法人会に加入してよかったと言ってもらえる法人会にしましょう」ということです。

そのためには法人会会員になったメリットが必要です。今はなかなか集まる機会が作れませんが、会員同士異業種で交流して仲間を増やして商売に繋げる、法人会は税務署とも関係が深いのですから納税関係で分からないことを気軽に相談できる仕組みを作るなどです。

お互い関心を持って関わり合いながら法人会を盛り上げていきたいと思っています。

有限会社南葛商事不動産
http://www.nankatsu.co.jp/

青戸3-35-12 NKビル1F
TEL:03-3601-1640 FAX:03-3601-3331



新任役員のご紹介

令和三年度
新任理事・支部長のご紹介



亀有支部長
松澤 潤



新宿支部長
大原 雅人



女性部会 副部会長
近藤 紀子



青年部会 副部会長
山本 栄梧



南水元支部長
細萱 康



新小岩支部長
近藤 卓



青戸立石支部長
荒岡 正則



立石支部長
竹内 豪



東法連永年勤続役員表彰①



全法連功労表彰①



東法連永年勤続役員表彰②



全法連功労表彰②

東京法人会連合会関係表彰者のご紹介

令和三年六月十日（木）一般社団法人東京法人会連合会第九回通常総会がホテル雅叙園東京において開催されました。当会では次の方々を受彰披露されました。（敬称略、役職は令和二年度）

●東法連永年勤続役員表彰	●全法連功労者表彰
上千葉支部長	副会長
四つ木支部長	広報委員長
	秋元 成夫
	大久保 賢一
	矢島 和夫
	細谷 政男

● ● 退任役員に対する感謝状の贈呈 ● ●

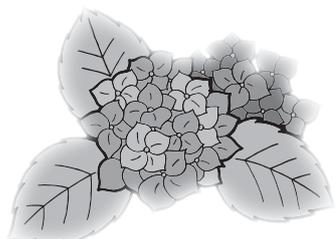
下記諸氏は、副会長・理事として永年にわたりそれぞれの要職にあつて積極的に会の発展に尽力され、組織の拡充強化と納税の高揚に貢献されました。その功績は極めて顕著なものがああります。退任にあたり深甚なる謝意を表します。

宮 下 仁 志
小 倉 攻 一
渡 邊 信 之
井 本 剛 彦

堀 切 惠 子
瀬 々 昌 宏
津 村 忠 詔
(敬称略)



コロナ禍のため、代表者に感謝状の贈呈がなされました。



私のもったいない

税制副委員長

眞田 明男

私は仕事で日本酒や調味料や食品製造の中身を入れる容器販売の仕事をしております。私の祖父が愛知県豊橋市から昭和5年に上京し丁稚奉公の後、現在の会社を墨田区太平町に開業し昭和40年に葛飾区に移転し父が2代目を受け昨年私が3代目受け継ぎ今年で創業91年になります。主に7割日本酒が入る容器を製造元に提供しております。提供と言っても製造業では無く一度使用された一升瓶(1.8ℓ)や5合瓶(900ml)4合瓶(720ml)を洗浄しびんに口部や胴体に割れがないかチェックし再使用できるびんを検査し異常が無いびん(リユースびん)を主に販売しております。主にリユースびんの仕入れ先は東京・千葉・埼玉県です。販売先は日本酒や調味料製造会社・秋田県・宮城県・山形県・福島県・新潟県・長野県・群馬県・栃木県・茨城県・埼玉県・静岡県になります。その他全国の同業社沖縄・九州・中四国・関西・中部・東北地方の同業社にリユースびんを販売しております。イメージで言う「サザエさん」で登場する酒屋三河屋さんのサブローさんが

サザエさん宅に中身のビール・日本酒・調味料を配達し空きびんをサブローさんが店に持ち帰り空びんを私共のような会社が購入していましたが、今酒販店の御用聞きが無くなり酒販売店は販売のみ行政による資源回収にリユースびんが出されリユースできるびんを行政から購入するようになった今、私は御用聞きサブローさんは税金も使わず空びんを回収し実に環境に優しいエコな男だと思います。私どもの仕事は古くは江戸時代酒樽や醤油樽の空いた樽をリユースし再度製造元で中身を入れ販売をしたのが発祥です。当時はリユースやエコや環境問題という言葉は無く当たり前になりました。又歪んだ樽を直す職人もおりました。皆さんがご家庭の食事で使用しているお茶碗やコップのように洗って繰り返し使用している食器と同様です。欠けた茶碗の割れた部分を直す職人もおりました。祖父の創業当時、日本は敗戦で日本酒や調味料を入れる容器が無くなり空びんだったら集めれば何度でも販売できたと私が幼少の頃言っております。

した。しかし高度経済成長により使い捨て容器が主流になりビールびんは缶になり飲料水はペットボトルになりリユースびんは現在無くなりつつあります。リユースびんは回収時や洗浄時に発生する胴体等にどうしてもキズが入ってしまいます。その為落としても割れないペットボトル容器が重宝され消費者にびんが敬遠されています。現在、減少しながらもリユースびんの主流はビールびんと日本酒の一升びんの容器であります。「もったいない」という精神で私は日本酒容器の180mlや300mlの採算ベースに合わないリターナブルびんも販売しております。(洗浄するより製造びん工場から購入の方が安いので)従業員からなぜ採算に合わない商品を販売するのかと怒られておりますが捨ててしまうのは「もったいない」という気持ちが行先してしまいます。昨今日本酒が盛り上がりつつあり若い作り手や女性の作り手が頑張つて美味しい日本酒を作っております。購入された日本酒をご家庭や居酒屋さんで一升びんから注ぐ時に一升びんに付いたりリユースの名誉の(傷)負傷も見て頂けましたら嬉しいですね。環境問題で地球温暖化、海洋プラスチック、大気汚染等の多くの問題がありますが「もったいない」という言葉があれば私は多くの環境問題は減少させる事ができると思います。

法人会活動レポート

青年部会 4月9日
第9回通常総会



第9回通常総会が開催され、審議事項全て承認されました。また役員改選により遠藤部会長から神谷新部会長体制になりました。遠藤部会長有り難うございました。

事業研修委員会 4月1、8、15、22日
給与経理担当者セミナー 全4回



コロナ禍の中、十分な換気、アルコール消毒等、対策を講じたうえで、今年も開催致しました。

事業研修委員会 5月20、25、27、31日
社会保険・労働保険事務手続きセミナー 全4回



今回は8名のお申込みがありました。大会議室で十分な換気と、間隔を空け感染予防に十分に配慮してセミナーを開催しました。

女性部会 4月23日
第9回通常総会



本部より増田会長、堀切担当副会長にご出席を賜り、第9回通常総会が女性部会員出席のもと開催され、審議事項すべてご承認頂きました。今年度は、役員改選にあたり、長い間ご尽力されました堀切担当副会長がご退任され、感謝と敬意を表しまして花束贈呈を致しました。これからも、女性部会顧問としてお力添えをお願い致します。



らのお知らせ



【問合せ先】

〒124-8560 葛飾区立石 8-31-6 Tel. 03 (3691) 0941 (代表)

事業者の方へ

消費税 インボイス制度

令和3年10月1日から



登録申請書 受付開始!

令和5年10月1日から

「適格請求書等保存方式(インボイス制度)」が導入されます。

適格請求書発行事業者(登録事業者)のみが適格請求書(インボイス)を交付することができます。



制度導入までのスケジュール

登録申請書は、
令和3年10月1日
から提出が可能です。

令和3年10月1日

登録申請書の
受付開始令和5年10月1日から登録を受けるためには、原則として、
令和5年3月31日までに登録申請書を提出する必要があります。

令和5年3月31日

令和5年10月1日

インボイス制度
の導入

登録事業者になろうとする事業者の方は「適格請求書発行事業者の登録申請書(登録申請書)」の提出が必要です。登録申請書提出後、税務署から登録番号などの通知が行われます。

※ 登録番号については、法人番号を有する事業者の方は「T+法人番号」、それ以外の事業者の方は「T+13桁の数字(新たな固有の番号)」が登録番号となります。



登録申請は、e-Taxをご利用 いただくと手続きがスムーズです。

個人事業者の方はスマートフォンからでも申請できます。



葛飾税務署か

インボイスってナニ？



電子データ
(電子インボイス)
でもOK!

- ▶ 売手が買手に対して、正確な適用税率や消費税額等を伝えるものです。具体的には、現行の「区分記載請求書」に「登録番号」、「適用税率」及び「消費税額等」の記載が追加されたものをいいます。



● 現行の区分記載請求書とインボイスとの記載事項の比較

<区分記載請求書(現行)> ~令和5年9月

<インボイス> 令和5年10月~

請求書

〇〇株式会社 株式会社

●年●月分

■月▲日	割りばし	550円
■月▲日	牛 肉 ※	5,400円
合 計		43,600円
		(10%対象 22,000円)
		(8%対象 21,600円)

※は軽減税率対象

- 【記載事項】
- ① 請求書発行事業者の氏名又は名称
 - ② 取引年月日
 - ③ 取引の内容(軽減対象税率の対象品目である旨)
 - ④ 税率ごとに区分して合計した対価の額
 - ⑤ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

請求書

〇〇株式会社 株式会社(T1234...)

●年●月分

■月▲日	割りばし	550円
■月▲日	牛 肉 ※	5,400円
合 計		43,600円
10%対象	22,000円	内税 2,000円
8%対象	21,600円	内税 1,600円

※は軽減税率対象

- 【記載事項】
- 区分記載請求書に以下の事項が追加されたもの
- ① 登録番号
《課税事業者のみ登録可》
 - ② 適用税率
 - ③ 税率ごとに区分した消費税額等

「インボイス制度」ってナニ？

- ▶ 売手である登録事業者は、買手である取引相手(課税事業者)から求められたときは、インボイスを交付しなければなりません(また、交付したインボイスの写しを保存しておく必要があります)。
- ▶ 買手は仕入税額控除の適用を受けるために、原則として、取引相手(売手)である登録事業者から交付を受けたインボイス(*)の保存等が必要となります。

(※) 買手は、自らが作成した仕入明細書等のうち、一定の事項(インボイスに記載が必要な事項)が記載され取引相手の確認を受けたものを保存することで、仕入税額控除の適用を受けることもできます。



e-Taxに関する情報



e-Taxに関する詳しい情報は、e-Taxホームページ(<https://www.e-tax.nta.go.jp>)をご覧ください。利用開始の手続、推奨環境及びよくある質問(Q&A)などをお知らせしています。

インボイス制度に関するお問合せ先

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)
- 詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ(<https://www.nta.go.jp>)の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。



葛飾都税事務所からのお知らせ

TEL. 03-3697-7511

**新型コロナウイルス感染症の感染リスク軽減のため、
来所不要な手続をご利用ください**

主税局では、納税者の皆様が都税事務所等に来所することなく、郵送やインターネット等でお手続できる仕組みを設けております。郵送や電子申告によるお手続、キャッシュレスによる納付方法等をぜひご利用ください。



◆ 来所不要な手続 例えば…

都税の申告・届出等

- 電子申告 (eLTAX)
<https://www.eltax.lta.go.jp/>
- 東京共同電子申請・届出サービス
<https://www.shinsei.elg-front.jp/tokyo2/navi/index.html>
- 所管都税事務所へ郵送



証明書の取得等

- 都税証明郵送受付センターへ郵送

〒112-8787
東京都文京区春日1-16-21
都税証明郵送受付センター 宛

都税の納付

- スマホ決済アプリ
- インターネットバンキング・モバイルバンキング
- クレジットカード納付
- 電子納税 (eLTAX)
- 口座振替



詳しくは主税局 HP を
ご覧ください。



◆ 来所される場合は…

- ▼ マスクの着用や手洗い・手指消毒等、感染防止対策をお願いします。
- ▼ 発熱や風邪症状がみられる場合、来所はお控えください。

窓口の待ち人数をスマートフォン等で確認できるようになりました。
混雑を避けるため、事前にチェックを！！



葛飾区役所・税務課からのお知らせ

葛飾区立石5-13-1 TEL. 03-5654-8550

令和3年度特別区民税・都民税のお知らせ

<問い合わせ先> 課税係 直通 03-5654-8550

皆さんに納めていただいている大切な特別区民税・都民税（住民税）は、福祉・教育・まちづくりなどに使われ、葛飾区を支える土台となっています。

令和3年度の住民税は、令和2年1月から令和2年12月までの1年間の所得に対して課税します。区から送付する特別徴収の税額決定通知書や普通徴収の税額決定納税通知書の内容をご確認の上（特別徴収の場合は5月19日に特別徴収義務者へ、普通徴収の

場合は6月10日に本人へ送付しております）、納期限内の納入・納付をお願いいたします。

※新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から申告期限を延長したことに伴い、特別区民税・都民税（住民税）の申告書や所得税の確定申告書の内容反映が、当初の個人住民税額及び各種保険料等の算定に間に合わない場合がございます。順次反映してまいりますので、ご了承ください。

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方へ

<問い合わせ先> 納税係 直通 03-5654-8280

新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な場合はご相談ください。収入状況などにより分納や猶予制度を利用できる場合があります。猶予制度を利用するには申請書類や収入状況等確認資料の提出が必要となりますので必ず事前にご相談ください。なお、特別徴収義務者（給与支払者）が猶

予制度を受け、未納の税額がある間、特別徴収対象者（従業員）が納税証明書を取得した際に、未納と表記されるなど不利益を被ることがあります。特別徴収義務者（給与支払者）が猶予制度を利用する場合は、この点について特別徴収対象者（従業員）に必ず説明し、理解を得てください。

住民税の普通徴収(個人納付)の方へ 便利な金融機関の口座振替をご利用ください

<問い合わせ先> 収納管理係 直通03-5654-8201

納期内の納付にご協力をお願いします。
今後の各納付期限は下記のとおりです。

第2期 8月31日(火) 第3期 11月1日(月) 第4期 令和4年1月31日(月)

【納付場所】 各金融機関、郵便局（ゆうちょ銀行）、コンビニエンスストア、
区役所税務課（本館3階321番④の窓口）、区民事務所及び区民サービスコーナー。

【その他の納付方法】

Pay-easy（ペイジー）対応のATM、ネットバンキング、「Yahoo! 公金支払い」を利用したクレジットカード

※「Yahoo! 公金支払い」のサイトを利用したクレジットカードでの支払いは令和4年3月中で終了します。以降のクレジットカードでの支払方法は、令和4年3月に区役所ホームページでご案内する予定です。

■ 表紙のイラストについて ■



葛飾区でもようやく新型コロナワクチンの接種が進んできましたね。

早く日常生活が取り戻せるよう、気を緩めずに感染対策を続けていきましょう。

表紙のきょうだいは柴又の江戸川土手に来たようです。土手からは松戸方面が見えますが、こんなに近くなのに違う街であることが弟には不思議に感じたようです。でも中世までは葛飾区も松戸市も同じ下総国葛飾郡でした。矢切の渡しで結ばれたふたつの街は昔から関係の深いお隣さんと言えますね。

イラスト：かつしかけいた

編 集 後 記

去る6月8日、公益社団法人 葛飾法人会 第9回定時総会が開催されました。役員改選があり、退任役員の感謝状贈呈がございました。長年の法人会活動誠にご苦労様でございます。新役員の活動活躍をお祈りします。

さて「盛夏」号の時期は、楽しい元気な夏休みの子どもの声が聞こえてくるはずです。白いモクモクした入道雲、海辺ではしゃぐ歓声、街のあちこちに浴衣姿と花火大会。

否、コロナ禍は私達の日常を奪っていきました。法人会活動も制約を受けました。新しい社会生活習慣に沿っての、法人会活動に期待でございます。

(広報委員会 細谷政男)

委員長バトンタッチ

「表紙の、かつしかけいた氏」。シリーズ化した自由素材の「私の・・・」。取材に伺った社長さんのカラーフォト「葛飾企業人」。思い出がいっぱいでございます。

竹取物語の冒頭（今は昔 竹取の翁という者ありけり・・・）今となっては昔のことになるが。この2年程のコロナ禍に於いて、商店街や町会や学校関係のイベント等中止になりました。

昔々のことになるといいですね。5年経てば大昔になる世の中ですから。

さて比べたら、今と昔、何億光年先の高感度望遠鏡とミクロの生物成分研究の顕微鏡、黒と白、明と暗、夢と現実、憂と鬱、+と-、凸凹、阿吽、好き嫌い。重さも量も型も味も同じ物だと感じます。違うのはベクトルだけ。世の中みんな均等に釣り合っています。争いの無い平和を所望します。

広報委員長が役員改選で代わります。葛飾法人会広報誌これからも末永くよろしく願います。大好き♡だから、ありがとうございます。

(前広報委員長 細谷政男)



◆ 説明会のご案内 ◆

8月までの決算法人説明会・新設法人説明会は新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し、中止となりました。

かつしかの窓

Vol.384

令和3年7月25日発行

発行所 公益社団法人 葛飾法人会
葛飾区立石7丁目29番2号 TEL3693-3744 FAX3693-3906
URL <http://www.katsuhou.net> E-mail:info@katsuhou.net
発行人 増田 充 孝 編集人 細 谷 政 男

東京都提出 「地球温暖化対策報告書」 作成希望依頼書

東京都地球温暖化対策報告書を提出したいので、下記内容に基づいた作成を依頼します。

●企業情報記入欄

法人名			
代表者名		役職	
担当者名		役職	

※代表者、担当者ともに必ずフルネームでご記入ください。

業種	
----	--

※業種についてはなるべく詳しくご記入ください。

例) 単に「製造業」ではなく、「プラスチック容器製造業」や「建築用金属部品製造業」等、細かく記入。
また、細かく分類した際に複数の分野にまたがる場合は、最も主要なもの一つを記入下さい。
なお、**日本標準産業分類の細分類番号4ケタをご記入頂ければ、詳しくご記入いただかなくてかまいません。**

本社所在地	〒		
連絡先	TEL	fax	☎
延床面積		事業所等の実績年度のエネルギー使用期間	<input type="checkbox"/> 1年度分 <input type="checkbox"/> 1年未満
所有形態	<input type="checkbox"/> 自己所有 <input type="checkbox"/> 他者所有	報告範囲	<input type="checkbox"/> 建物の全部 <input type="checkbox"/> 建物の一部(テナント) <input type="checkbox"/> 建物の一部(その他)
報告範囲の主たる用途 (延床面積の約50%以上)	<input type="checkbox"/> 事務所 <input type="checkbox"/> 商業施設(物販) <input type="checkbox"/> 商業施設(飲食) <input type="checkbox"/> 工場 <input type="checkbox"/> 複合施設 <input type="checkbox"/> その他()		

●エネルギー使用量記入欄 (年次データ-令和2年4月分から令和3年3月分まで)

		使用量	
都市ガス			m ³
L P G			m ³
灯油			L
その他の燃料		単位 ()	
電気 (特に契約をしていない場合は、その他に記入ください。)	買電(昼:8~22時)		kWh
	買電(昼:22~翌8時)		kWh
	その他(昼夜不明を含む)		kWh
水道	水道及び工業用水道		m ³
	公共下水道		m ³

30年度地球温暖化対策や省エネ対策として特別に取り組んでいる事があればご記入ください。

↑上記使用になっているエネルギーの数値をご記入ください!

◇本社以外に東京都内の支店・営業所をお持ちの方は、お手数でも用紙をコピーして、所在地・面積・エネルギーデータ等ご記入の上、支店等分の依頼書も合わせてご提出ください。

※令和2年4月から令和3年3月の途中で開設・閉鎖された、支店・営業所については、その旨をお書き添えください。

◆提出書類には**会社印(丸印)**が必要です。報告書作成後ご連絡をしますのでよろしくお願ひします。

葛飾法人会 事務局 : FAX 03-3693-3906

葛飾区内の事業所の皆様へ



初めての

書類作りを法人会がお手伝い！

地球温暖化対策報告書

を提出してみませんか？

この様なメリットも
あります！

- 葛飾法人会では、区内の事業者の皆様へ「地球温暖化対策報告書」の提出を呼びかけています。
- この報告書は、東京都条例に基づく制度で、各事業所が令和2年4月から令和3年3月までの1年間に使用した電気・ガス・水道・灯油の量（料金ではなく使用量）を調べて報告書に記載し、東京都へ提出することで減税などのメリットが受けられるようになっています。
- 報告書の提出にあたり書類作成を法人会がお手伝いさせていただきます。
- このご案内の裏面をコピーし、必要事項をご記入の上、**葛飾法人会事務局まで、FAX、または郵送にてお送りください。**

FAX番号 **03-3693-3906**

送り先 〒124-0012 葛飾区立石7-29-2
公益社団法人 葛飾法人会 宛

《 締 切 》

令和**3**年**9**月**30**日(木)法人会到着分

中小企業向け省エネ促進税制

- 中小企業者が地球温暖化対策の一環として行う省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備の取得を税制面から支援するため、法人事業税を減免します。

制度概要

■対象者

- ①資本金の額が1億円以下の法人（保険業法に規定する相互会社を除きます。）
- ②「地球温暖化対策報告書」等を提出していること

■対象設備

- 省エネルギー設備及び再生可能エネルギー設備で、環境局が導入推奨機器として指定するもの。
- ・減価償却資産に限ります
 - ・貸付用、住宅用、中古設備を除きます

■減免額

- 設備の取得価額(上限2千万円)の2分の1を取得事業年度の法人事業税の税額から減免します。(ただし、当期事業税額の2分の1を限度)
※減免しきれなかった額は、翌事業年度等の法人事業税の税額から減免可

■対象事業年度

- 令和8年3月30日までの間に終了する各事業年度に設備を取得し、事業の用に供した場合に適用。

エネルギーの使用量につきましては、各請求書、検針票等でお調べ頂くほか、下記の各事業所にお電話にて（お手元に請求書等をお持ちになり）問い合わせ頂ければ1年分の確認ができます。

●電気：東京電力(株)東京カスタマーセンター（第一）

☎ **0120-995-001**（フリーダイヤル） ☎ **03-6374-8936**（0120番号をご利用にならない場合有料）

●ガス：東京ガスお客さまセンター（総合）

☎ **0570-002211**（ナビダイヤル） ☎ **03-3344-9100**（IP電話のご利用など）

●水道：水道局お客さまセンター

☎ **03-5326-1101**

※自動車の燃料として使用したガソリン、軽油は報告対象外です。

申込み・問い合わせ先

<中小企業者向け省エネ促進税制に関すること>

- ・所管都税務所の法人事業税班
- ・主税局課税部法人課税指導課 法人事業税班 **03-5388-2963**

<地球温暖化対策報告書制度 / お問い合わせ窓口>

- ・東京都地球温暖化防止活動推進センター(愛称：クール・ネット東京) ヘルプデスク **03-5990-5091**